⑵　損害保険関係　　（単位：千円、件）

相手方金融機関名	第二分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
合計					

相手方金融機関名	第三分野				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
合計					

相手方金融機関名	合計				
	媒介件数	保険金額	保険料	手数料等	
					相手方金融機関からの受取手数料等
合計					

（記載上の注意）

「媒介件数」、「保険金額」、「保険料」及び「手数料等」欄は、法第11条第３項第１号及び第２号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、損害保険会社又は外国損害保険会社等が保険者である保険契約の締結の媒介を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った媒介件数、保険金額、保険料及び手数料等を相手方金融機関ごとに記載すること。